第

2642

뭉

REÂDAS

U-ダアスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年) 平成16年10月13日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 寄与分

★:特にありません。取得する相続財産が 増加する分、納付する相続税額も増加します。 【解説】

寄与分とは、共同相続人のうちに、被相続 人の財産の維持又は形成に寄与した者がある 場合、相続財産からその者の寄与分を控除し たものを相続財産とみなして相続分を算定し、 その者の相続分とすることによって、その者 に相続財産のうちから相当額の財産を取得る は、相続人間の実質的な公平を図ろうとする 民法上の制度です。寄与分の主張は、遺産おり、 寄与分の決定は、相続人間の協議が原則、 寄与分の決定は、相続人間の協議が原則、 等与分の決定は、 を 表もない場合は家庭裁判所に を 申し立てることもできます。

一方、相続税法においては、この寄与分に ついて特別な定めは設けられていませんので、 寄与分の認定の有無にかかわらず、相続税額 の総額が変わることはありません。ただし、 各相続人が納付する相続税額は、相続税額の 総額を相続財産全体に対する各相続人の取得 財産の割合で按分して計算されるため、寄与 分を認定された相続人は、寄与分相当額だけ 相続税の負担が大きくなります。







